

パブリックコメント手続 実施結果
「茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し（素案）」

- 1 募集期間 令和7年12月19日（金） ～ 令和8年1月27日（火）
- 2 意見の件数 64件
- 3 意見提出者数 7（6人・1団体）
- 4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	1人	0人	1人	0人	2人	3人

5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し（素案）全般に関する意見	13件
2	第1章「環境基本計画の中間見直しについて」に関する意見	3件
3	第2章 政策目標1 自然と人が共生するまちに関する意見	10件
4	第2章 政策目標2 良好な生活環境が保全されているまちに関する意見	3件
5	第2章 政策目標3 資源を大切に作る循環型のまちに関する意見	4件
6	第2章 政策目標4 気候変動に対応できるまちに関する意見	18件
7	第2章 政策目標5 環境に配慮した行動を実践するまちに関する意見	2件
8	第3章「計画の確実な推進のために」に関する意見	2件
9	資料編に関する意見	3件
10	パブリックコメント手続に関する意見	5件
11	その他意見（匿名の意見等、提出要件を満たしていないもの）	1件
	合計	64件

6 意見への対応区分 ※「パブリックコメント手続に関する意見、要望」「その他意見」として整理したものを除く。

対応区分	説明	件数
反映	意見を受けて計画中間見直し（素案）に一部修正を加えたもの	11件
対応済み	すでに計画中間見直し（素案）等に記載されているもの又はすでに対応しているもの	6件
参考	計画中間見直し（素案）等への反映は困難であるが、今後、取組を推進する上で参考とするもの	41件
	合計	58件

7 条例、計画等の公表日（予定） 令和8年3月31日（火）

茅ヶ崎市環境部環境政策課
0467-81-7176（直通）
e-mail: kankyouseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)(案)

■茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し(素案)全般に関する意見(13件)

(意見1)(対応区分:参考)

新たな聞きなれない「カタカナ、横文字の専門、行政用語」の羅列、増加が非常に目立つ。1ページから、詳細に精査していただければ、その異常な多さが直ぐに分かる。環境省、国交省等の仕様に従った用語に習う必要は無い。それよりも、『分かりやすい表記』への転換が重要!!

全ての専門用語を巻末の用語集で説明する必要はないが、全ての「カタカナ、横文字用語」は、既にその場その場で、日本語表記に変換、解説を行なって、市民の理解度を上げる必要がある。(何故なら、既に日本語が併記されているため。この素案を読む市民が理解できなければ、何の意味も無いからである!)

(意見2)(対応区分:参考)

見直しの中で、国に追随して、「ウェルビーイング」、「ネイチャーポジティブ・サーキュラーエコノミー」など、十分に市民に浸透していない言葉を使っているが、こんな言葉を使わなくても茅ヶ崎の環境をどうするか、表すことができるはず。何をしたいのか、理解できない。

(市の考え方)

本計画で用いている「ウェルビーイング」「ネイチャーポジティブ」「サーキュラーエコノミー」等の用語は、国の第6次環境基本計画や生物多様性国家戦略2023-2030、第五次循環型社会形成推進基本計画で重要な概念として掲げられているものであり、国の方向性に沿った施策を示すために使用しています。

市としては、これらの用語自体を置き換えるのではなく、市民の皆さまにご理解いただけるよう、資料編の用語集に掲載するなど、分かりやすさの工夫をしています。

(意見3)(対応区分:参考)

西暦、和暦の並列表記が各所で多く散見され、煩雑化している。全て西暦に統一して、簡潔にすべき時期に来ているものと考えます。

(市の考え方)

本計画では、西暦と和暦の併記を行っています。これは、異なる世代や背景の市民の皆さまが、時期や年度を直感的に理解できるよう配慮したものです。ご指摘のとおり、併記により情報量は増えますが、市民の利便性や理解のしやすさを重視した表記や資料構成にしています。

(意見4)(対応区分:対応済み)

今年度実施したまちぢから協議(開催)市と住民(市民)との(打合せ)懇親会の内容は、当パブコメにどのように反映するのですか。

環境基本計画は、当市防災計画と深く関わりがあると思うので、よろしくお願いします。

(市の考え方)

市民集会でいただいた御意見については、会議の場で市の考え方を回答しています。本計画では防災に関する記載もしています。

(意見5) (対応区分：参考)

本計画は、すべての自然環境を守り(保全・創造し)、人の健康と深く関係してくると思いますので、国・県に対して勘案だけでなく、保全・創造について提案もして欲しいと思います。

(意見6) (対応区分：参考)

海のこと、河川のこと、国・県への提言を。歴史の中で海岸も海も河川も(相模川・小出川・千ノ川等々)、相当保全と創造されてきました。かつては、千ノ川は桜の木もありました。上記の流域も変わってきていると思います。

(意見7) (対応区分：参考)

海は、ヘッドランド・港ができました。このことの種々の提言を。

(意見8) (対応区分：参考)

海岸にある松林はじめ、防砂竹柵等々についても提言を。

(市の考え方)

国や県に対する市としての意見や考え、要望については、会議の場や要望書、個別の連絡等を通じて行います。

(意見9) (対応区分：対応済み)

下水道処理についても広域行政がよいか単独がよいか、分流処理がよいか合流処理がよいか、絶えず検討・研究を進めて下さい。(県内でも単独分流のところがあると思います。)

(市の考え方)

汚水処理については、現在流域下水道で処理していますが、下水道処理につきましては、広域行政による連携の在り方や、分流方式・合流方式など処理方式の特性について検討を行ってきています。

今後も、人口動態や財政状況等を考慮しながら、国や関係自治体の動向を踏まえ、引き続き検討・研究を進めていきます。

(意見10) (対応区分：参考)

護美処理についても、絶えず分別方法と有料化の内容を検討しながら進めて下さい。

(市の考え方)

資源化の推進と廃棄物の削減に取り組み、分別方法や有料化の内容については、社会の変化やごみ減量化の進捗に応じて検討をしていきます。

(意見 1 1) (対応区分：参考)

柳島にある(あった)、排水用ポンプは現在使えるのですか。

(市の考え方)

現在、柳島地内にて稼働している排水ポンプは、湘東橋左岸側にある柳島一丁目マンホールポンプ施設と柳島ポンプ場の2カ所となります。

(意見 1 2) (対応区分：参考)

環境を守るための全市の種々の点検と創造を。

(意見 1 3) (対応区分：参考)

自然環境を守って欲しいのと、今、海岸の松は樹齢100年だと思いましたが、以前そこは砂浜、それ以前は道路もなく、また湘南道路建設後、南湖院をはじめとして、砂が飛んでくる生活苦との苦情もあったと聞く。歴史に学び保全と創造を望む。

(市の考え方)

本計画の取り組みを中心に、環境の保全と創造に向けた取り組みを推進します。

■第1章「環境基本計画の中間見直しについて」に関する意見(3件)

(意見 1 4) (対応区分：参考)

【P8, 9】環境を取り巻く社会情勢の変化として環境全般、生物多様性、資源循環、気候変動の項目に分けて整理されていますが、この中に「エネルギー」については記載されていません。エネルギー問題はエネルギー安全保障、再生可能エネルギー、電源構成等国際情勢の変化に影響されます。これに関連して国ではエネルギー基本計画を策定しており現在は第7次エネルギー基本計画(令和7年2月閣議決定)までになっています。

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーは環境問題と密接な関連があり国の施策に大きな影響を与えています。

本市の環境基本計画でもこれらのエネルギー基本計画記載内容との整合性についても記載することが必要と考えます。

(市の考え方)

本計画では、現行計画策定時から令和7年度現時点の、環境を取り巻く社会情勢の変化について、環境施策に影響を与える主な動向を分野別に「環境全般」「生物多様性」「資源循環」「気候変動」の4つの項目に整理し、項目立てして示しています。

エネルギーに関する動向については、気候変動対策と密接に関連する内容として「気候変動」の項目の中で整理しています。

(意見 1 5) (対応区分：参考)

【パブコメ資料表紙裏6行目とP10の6行目】

「見直し(修正)」の内容の整理整頓について、何処をどのように見直し、修正したかを簡潔な表に整理してほしい。

(市の考え方)

本計画に関するパブリックコメントでは、変更内容の概要や素案本文を示したうえで意見を募集しています。

本計画の見直し箇所は、指標等の変更にとどまらず、用語の修正、文体の整理、構成見直しなど多岐にわたるため、整理の方法としてP10に示す形でまとめています。

(意見16) (対応区分：参考)

【P10】分野横断的な取り組みの明確化

ストック(既存の資源)を有効活用するサーキュラーエコノミーへの移行の視点を盛り込みました。

⇒上記文言を踏まえて

公共施設も含め既存の太陽光発電の有効活用(データ管理し不具合等の早期発見・リユース・リサイクルの推進)を政策目標に加えるべきでは無いでしょうか?太陽光発電の推進に際し、良く問題とされるのが、パネルの廃棄問題です。今や、100%リサイクル可能となっていますが、市が市営駐車場のわずか10年しか使用していない30kWのパネルを産廃として処分してしまったように、リサイクルを推進する仕組み(法律も)無いや捨てる方が安く済んでしまうのが現状です。ぜひ、2市1町で連携して湘南モデルのような仕組みづくりを進めて頂きたい。

(市の考え方)

本計画では、分野横断的な取り組みの明確化や、既存の資源を有効活用するサーキュラーエコノミーへの移行の視点を盛り込み、公共施設を含む既存設備の有効活用や、適切な維持管理、資源循環の重要性についても認識しています。

一方で、本計画は環境施策全体の基本的な方向性を示すものであることから、個別設備の管理手法や具体的な取り組み内容については、今後の個別施策や事業の中で検討・対応していくことが適切であると考え、本計画の政策目標への追記は行わないこととしました。

太陽光発電設備の適正な活用やリユース・リサイクルの推進、広域的な連携の可能性といった観点から、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

■第2章 政策目標1 自然と人が共生するまちに関する意見(10件)

(意見17) (対応区分：対応済み)

【P14】政策目標に「ネイチャーポジティブの実現」と入れながら、何らそのような記述はない。

この考えを本当に進めるなら、基本方針(1)では実態の把握だけではなく、その現状を市民に周知すべきである。

また、「～生物多様性によって、人間の日常生活を支え豊かにしてくれることを普及・啓発する」と記載があるが、それだけでは実現にはならない。自分たちでそれらを守っていくために具体的に何をすることが重要である。

基本方針(2)も「～努めます」ではできない。

(市の考え方)

中間見直しでは、現行計画で目指す10年後の環境イメージの達成に向けて、政策目標の達成状況や本市の現状を踏まえ、主に施策(指標)や温室効果ガス削減目標の変更に伴う取り組み、より市民にわかりやすい内容にするための構成等を見直しています。基本方針は、現行計

画策定時に定めた基本的な考え方であるため変更をしていませんが「ネイチャーポジティブの実現」に向け、現状を市民に周知することも踏まえた上で施策や主な取り組みを整理しています。

(意見18) (対応区分: 反映)

【P15】政策目標の実現に向けてとして、市民と事業者の取り組み例が記載されているが、最後の部分「●～を検討します。」ではおかしい。「～に積極的に取り組みます。」ではないか。

市民や事業者が積極的に取り組むためには、その情報の出し方や参加の仕組みが重要で、それを市が行う必要があると考えます。

(市の考え方)

ご意見を踏まえ「◆修正部分の対照表」のとおり修正します。

また、市からの情報提供や参加の仕組みの重要性は市としても認識しているため、環境づくりについて引き続き努めていきます。

◆修正部分の対照表【P15】

修正後	修正前
市民の皆さまの取り組み例 ●事業者や市と協力しながら、国の生物多様性や緑地保全の認定制度等を活用した生物多様性保全活動に <u>取り組みます。</u>	市民の皆さまの取り組み例 ●事業者や市と協力しながら、国の生物多様性や緑地保全の認定制度等を活用した生物多様性保全活動に <u>取り組むことを検討します。</u>
事業者の皆さまの取り組み例 ●市民や市と協力しながら、国の生物多様性や緑地保全の認定制度等を活用した生物多様性保全活動に <u>取り組みます。</u>	事業者の皆さまの取り組み例 ●市民や市と協力しながら、国の生物多様性や緑地保全の認定制度等を活用した生物多様性保全活動に <u>取り組むことを検討します。</u>

(意見19) (対応区分: 参考)

【P16】主な取り組みの中で、「※自然環境評価調査の実態と調査員の養成」については、継続で拡充になっていないけれど、調査を今後も継続的に実施し、職員が変わっても市民が十分協力して担っていくためには、調査員の養成内容が今のようなものではだめだと考える。きちんとした講座内容や調査員同士の話し合いを実施していく必要があり、それを保全にもつなげていく必要があると考える。拡充してほしい。

(市の考え方)

市では、自然環境の変化を把握して、その保全策を検討するためにも自然環境評価調査を継続的に実施し、市民の皆さまの協力を得ながら調査体制を維持していくことが重要であると考えています。

調査を安定して実施できるようにするためには、調査員の養成講座内容の充実や、自然環境評価調査の調査手法・調査結果の活用に関する理解を深める機会が重要であると考えています。調査員の養成のあり方については、講座の開催回数を増やすという意味での拡充や、これまで同様の内容で講座を行うのではなく、その内容について、より効果的な講座となるよう検討し、ブラッシュアップを試みていきます。

(意見20) (対応区分：対応済み)

【P16】「◆外来種に関する情報発信や拡散防止の推進」は強化するとなっているが、どのようにするのか。

ナガエノツルノゲイトウだけでなく、市内には外来種があふれており、それを除去するのは市民の協力が不可欠である。市民に協力してもらうためのわかりやすい情報提示が必要である。

以前作成することになっていた生物多様性ガイドラインを作っていたらと思う。市民に提示できるような茅ヶ崎市のしっかりしたガイドラインを作してほしい。

(意見21) (対応区分：対応済み)

【P16】外来種の「情報発信と拡散防止」の活字が散見されるが、「拡散防止」の表記については、もっと積極性、即効性を勘案して、正確な表現である「侵入の防止、駆除と事後確認」にすべきでは無いか？

また、「外来種の情報発信」と「生物多様性の情報発信」が両用されているが、その使い分けは？

(市の考え方)

生態系への影響が懸念される外来種について、拡散防止をする上では、市民の皆さまへの正しい情報提供が重要であると考えています。そのため、外来種の特性や被害事例などの情報を、これまでよりも多く広報媒体やイベントなどを通じて発信し、市民の理解と協力を得ながら、拡散防止に取り組んでいきます。

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に位置づけていた「生物多様性の保全・再生のためのガイドライン」につきましては、現行の環境基本計画（2021年版）における位置づけはありませんが、みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略に記載している「緑化ガイドライン」の策定の際に生物多様性の視点を盛り込み、生物多様性の保全に繋げる内容とする予定です。

具体的には、特定開発事業を行う際、設けるべき植栽帯に関する指導内容を基礎として、在来種を中心とした植栽を行う等、生物多様性に配慮した緑化を行うよう指導することを検討しています。この内容は、在来種中心の緑化によってみどりのネットワークを形成することで、開発地だけでなく、市全体のみどりの質の向上につながるものと考えています。

また、拡散防止については、環境省が示す「新たな外来種を持ち込まない、飼育している外来種を放さない（捨てない）、既に侵入してしまった外来種を拡げない」という外来種被害予防の原則に基づき、取り組むべきこと全般を表現する言葉として記載しています。その具体的な行動として、侵入の防止や駆除についても、市民へ情報提供できればと考えています。

「外来種の情報発信」と「生物多様性の情報発信」について、「外来種の情報発信」は、主に外来種の拡散や被害を防ぐことを目的とし、市民の行動変容を効果と捉えています。「生物多様性の情報発信」は、主に生態系の豊かさ・多様性を保つことの重要性について理解を深め

ることを目的とし、生物多様性の保全への理解促進や活動参加の促進を効果と捉えています。

(意見22) (対応区分: 反映)

【P16】ミティゲーションの説明として、「退避作業の実施」とあるが意味不明であり、修正要。

この用語は、1997年のアセス法施行時に初めて導入され、環境への影響を緩和して、補償する目的から、「影響の回避、最小化、修正(回復)、代償を行う行為」と定義され、その後、それらの行為を行った場合は、事後の確認を義務づけられた経緯がある。「退避作業」との説明は妥当ではない。

(市の考え方)

ご指摘のとおり「ミティゲーション」は、人間の活動によって生じる環境負荷や生態系への影響を軽減するための保全行為であり、5つの段階に分類されます。市が実施しているミティゲーションは、この5段階のうち「代償」に該当するため、次のとおり修正します。

◆修正部分の対照表【P16】施策2

修正後		修正前	
主な取り組み	担当課	主な取り組み	担当課
略	略	略	略
開発行為に伴う指標種等への対応(ミティゲーション(代償)の実施)	略	開発行為に伴う指標種等への対応(ミティゲーション(退避作業)の実施)	略
略	略	略	略

(意見23) (対応区分: 対応済み)

【P17】主な取り組みの「◆生物多様性やみどりに関する講座や観察会の実施」は、今までと違う視点で講座を充実するのか、どうか、教えてほしい。

政策提案で行ったように、市民と職員が一緒に講座を受けて、自然環境を保全していくために学習していく必要があるがそれは読み取れない。

施策指標をみると、③-1ではそのような講座ではなく、今までと同じようなものと受け止める。政策提案のような講座はどこに記載があるのか、教えてほしい。総合計画実施計画にはある程度の記載があるが・・・。

(市の考え方)

施策3「生物多様性の保全に向けた理解の促進」では、生物多様性やみどりに関する講演会や観察会等を実施して、生物多様性の理解を深めることを目的としているため、生物多様性に

関する講座や観察会の実施回数、参加者数を施策指標としています。目標値については、既存の事業によるものの値を想定しています。ご指摘の政策提案による森林育成ボランティア養成講座については、次頁の「施策6農地、森林の保全」に新規の取り組みとして記載しています。

(意見24) (対応区分：参考)

【P19】施策①重要度の高い自然環境の保全の施策指標①-1 特別緑地保全地区（今は清水谷と赤羽根字十三区）における協働での保全活動実施回数とは、どこの活動を拾ったものでしょうか。

清水谷の保全活動は実施回数に入っていないのですか。

できたら、清水谷の活動も市と協定を結んで、協働で保全活動をしているのだから入れるべきではないでしょうか。

(市の考え方)

施策指標①-1 「特別緑地保全地区における協働での保全活動実施回数」の令和6年度実績値（23回）については、次の2箇所における市の活動回数です。

清水谷特別緑地保全地区：18回

赤羽根字十三区特別緑地保全地区：5回

この活動回数は市が主体として企画・運営・参加した協働による保全活動のみを対象とした回数で、複数の市民団体、大学等との協働の取組を計上したものです。清水谷での活動も、市担当者が現地で他の主体と共に実施したものについては計上しています。

清水谷においては、協定に基づき市民団体と市の二者で相互補完的に保全活動を行っているため、協働として回数を加えるという考え方も理解していますが、計画目標値として設定するには、市が主体的に実施回数を決定できる協働事業に限定することが適切と判断しました。なお、これまでの本計画の進捗管理においても同様の考えに基づき、具体的な回数を計上する協働事業は市が主体として行うもののみとしています。

(意見25) (対応区分：参考)

【P19】①-2の特に重要度の高い自然環境とされた地域における保全管理実施回数は特緑を抜かした地域ですか。この保全管理実施回数は具体的に何を示しているのですか。教えてください。

(市の考え方)

施策指標①-2 「特に重要度の高い自然環境とされた地域における保全管理実施回数」の令和6年度実績値（7回）については、次の2箇所における保全回数で、いずれも市が事業者へ委託して実施した保全管理活動です。

清水谷特別緑地保全地区：5回

赤羽根字十三区特別緑地保全地区：2回

(意見26) (対応区分：参考)

茅ヶ崎市北部地域の自然環境について、現状のままでは将来にわたり重大な環境劣化を招く恐れがあるため、計画においてより踏み込んだ対策を明記すべきと考えます。

北部地域には、丘陵地の樹林、農地、湧水環境など、市内でも数少ない自然環境が残されています。しかし近年、農地が資材置き場・ヤードへと転用される事例が増加しており、地域の環境・景観・治安に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

具体的には、以下のような問題が既に顕在化、または顕在化しつつあります。

- ・農地の大規模な掘削・造成による自然環境の破壊：かつての農地が重機で削られ、土砂がむき出しになり、生態系が失われている例が見られます。
- ・資材置き場化による景観の著しい悪化：コンテナ、廃材、建設資材、重機などが無秩序に置かれ、周辺の住宅地や農地との調和が失われています。
- ・騒音・粉じん・大型車両の通行増加による生活環境の悪化：早朝・夜間の作業音、ダンプの往来など、住民の生活に直接的な負荷が生じる懸念があります。
- ・外国人労働者の増加に伴う治安悪化の懸念：埼玉県川口市では、資材置き場・ヤードの集積により、無許可営業、廃棄物の不法投棄、騒音トラブル、暴行事件などが社会問題化しました。

茅ヶ崎市北部でも、同様の構造が生まれつつあることを強く危惧しています。

- ・不法投棄の温床化：ヤード化した土地は管理が不十分なことが多く、廃材・家電・産廃などの不法投棄が発生しやすい環境となっています。

茅ヶ崎市北部がこのような状況に陥ることは、市民として到底受け入れられません。

市が掲げる「自然と人が共生するまち」「良好な生活環境の保全」と矛盾します。

そのため、今回の中間見直しにおいて、以下のような具体的かつ実効性のある対策を計画に盛り込むことを強く求めます。

- ・農地転用の審査基準の厳格化および透明化
- ・資材置き場・ヤードの新規立地に対する規制強化（用途地域の見直しも含む）
- ・違法・不適切な土地利用の監視体制の強化（ドローン活用や通報制度の整備など）
- ・北部地域の自然環境を保全するための重点区域の拡充
- ・生物多様性保全の観点からの土地利用規制の導入
- ・地域住民との協働による監視・保全活動の仕組みづくり
- ・不法投棄対策の強化（監視カメラ設置、巡回強化、罰則適用の徹底）

茅ヶ崎市の将来像を守るためには、北部地域の環境保全が不可欠です。

市民が安心して暮らし、次世代に豊かな自然を引き継ぐためにも、今回の中間見直しにおいて、北部地域の課題に対する明確な対策を計画に盛り込んでいただくことを強く要望します。

(市の考え方)

ご指摘のとおり、北部地域には丘陵地の樹林、農地、湧水など、市内でも貴重な自然環境が残されており、これらを将来世代に引き継いでいくことは、市の重要な責務であると認識しています。

また、近年の農地転用や資材置き場等への利用に伴い、景観の悪化、生活環境への影響、不法投棄の懸念など、地域環境に対する不安の声が寄せられていることについても、市として課題意識を持っています。

一方で、農地転用や土地利用規制につきましては、農地法、都市計画法、廃棄物処理法等の

関係法令に基づき、国・県・市の役割分担のもとで運用されているため、本計画はそれら個別制度を直接的に規制・変更する性格のものではありません。そのため、本計画において、特定の地域や土地利用に対する新たな規制措置を具体的に明記することは困難であることをご理解ください。

しかしながら、ご意見にある

- ・自然環境や生物多様性の保全
- ・良好な生活環境の維持
- ・不適切な土地利用や不法投棄への対応
- ・地域住民との協働による環境保全

といった視点は、本計画の基本理念や施策の方向性と合致するものであり、極めて重要であると考えています。

今回の中間見直しでは、不法投棄対策の拡充・実施強化として、施策14の主な取り組みに「関係機関との連携等も含めた不法投棄の監視」を入れています。また、パートナーシップの強化として、施策27の主な取り組みに「市民団体や事業者等との連携機会の拡充」を新規追加しています。

本市では、環境基本計画をはじめ、都市マスタープラン、農業振興地域整備計画、景観計画、一般廃棄物処理基本計画等の計画において連携を図りながら、北部地域を含む市域全体の環境保全と適正な土地利用の推進に取り組んでいきます。また、違法・不適切な行為に対しては、関係部署や関係機関と連携し、指導・監視の強化に努めていきます。

■第2章 政策目標2 良好な生活環境が保全されているまちに関する意見（3件）

（意見27）（対応区分：参考）

【P20～23】市内の「野焼き（ばい煙）」と「騒音」は、良好な現状では無く、「基準内で快適」とは全く言えない。

とくに、「野焼き」による環境影響は、私の13年前の本市への編入時に最も強く感じた悪印象で、今も全く改善されていない。

（市の考え方）

屋外焼却行為（野焼き）については、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により原則禁止とされているため、関係部局と連携し近隣の方からの通報等により行為者を発見した場合には、屋外焼却以外の方法で処理するよう行為者に対して声かけを行っております。また野焼きによるばい煙苦情は公害苦情処理件数の中で、全体の約3割程度を占めており市として問題意識を持っています。一方で屋外焼却行為につきましては、行為を現認しなければ指導が困難であることから現状で抜本的な改善ができないことをご理解ください。騒音に関する苦情を含めて今後も関係部局と連携して継続して対応するとともに、各種広報媒体を通じた注意喚起を行うなどより一層の改善に努めていきます。

（意見28）（対応区分：参考）

【P20～23】水質汚濁では、近年、「ピーファス問題」が話題になっていることから、何らかの言及が必要では？

茅ヶ崎市は水質汚濁政令市であることから（県環境部局調べ）、現状では影響が無くとも！

(意見29) (対応区分：参考)

【P23】PFAS(有機フッ素化合物)排水について

近年健康影響が懸念されるPFASが工場排水から、また沖縄の米軍基地周辺から高濃度で排水され公害調停申請までになったニュースが出ています。PFASは水質汚濁防止法で「指定物質」として追加され(2023年)、公共用水域への排水に対して指針値(50ng/L)が設定されました。(2025年環境省通知)

PFASは、今後拡大が見込まれている半導体製造工場等電子製品工場の洗浄排水に含まれる物質です。特に半導体関係は、政府の施策背景もあり、急速に拡大が見込まれており、茅ヶ崎市では無関係ではありません。

今回頂いた中間見直し(素案)にPFASの記載がなかったので、意見として提案します。ご検討願います。

(市の考え方)

本中間見直し(素案)にはPFASへの言及はしていませんが、PFASへの対応としては「施策8健全な水循環の維持」に掲げる主な取り組みの「地下水・河川水質調査」の中で既に取り組んでいます。具体的には、PFOS及びPFOAが水質汚濁に係る要監視項目に追加されたことを受け、令和4年度から河川での測定を行っており、6年度から測定回数を増やして水質を監視しています。これまでの測定では、指針値(暫定)50ng/Lを下回る結果であり、市ホームページ等で公表しています。今後も国等の動向を注視し、必要な施策について検討していきます。

■第2章 政策目標 3 資源を大切に作る循環型のまちに関する意見(4件)

(意見30) (対応区分：参考)

【P28】市民の皆さまの取り組み例の「マイバッグやマイボトルを使用し、可能な限りレジ袋や使い捨てプラスチックは受け取らないようにします。」について、スーパーなどでも有料化が進んでマイバッグやカゴを持参する人が増えたと感じる。市役所本庁舎の1階にマイボトルで水を補給する機器の設置があり、とても良い取り組みだと思う。

また、プラスチックで使用したストローやスプーンの配布から、間伐材を使用したものに変更した企業も見うける。

(市の考え方)

レジ袋の有料化等を契機として、マイバッグや買い物かごを持参される方が増え、日常生活の中で使い捨てプラスチックを減らそうとする意識が市民の皆さまの間に着実に広がっているものと認識しています。

市役所本庁舎1階に設置しているマイボトル対応の給水機について評価いただき、ありがとうございます。

また、企業等において、プラスチック製ストローやスプーンから、間伐材を活用した製品へ切り替える動きが見られることは、資源循環や森林保全の観点からも望ましい取り組みであると考えています。

本市としましては、市民・事業者・市がそれぞれの立場で取り組みを推進することが、使い捨てプラスチック削減の推進につながると考え、今後もこうした好事例の周知や、行動につながる啓発を進めていきます。

(意見31) (対応区分：参考)

【P29】この中の項目には上がりませんでした。新粗大ごみ処理場では、アルミの分別もできるようになるとのことでした。

資源ごみの持ち去りに対しては、市の条例がありますが、燃えないごみの持ち去りに対しては、現在条例がありません。金属の価格の高騰やリサイクル業者への売却目的か、分かりませんが、特に鶴が台団地での資源ごみ(ダンボール)、燃えないごみの持ち去りが目立ちます。全ごみ置き場を白の軽トラック、ワンボックスカーが回ってきます。新粗大ごみ処理場で分別された金属を売却し市の財源となるのであれば、条例を制定する、または、金属として資源回収の品目を増やすなど、検討項目に入れてはどうかと思います。

せっかく分別、収集しても、おいしいところだけ持っていかれてしまうし、ゴミ袋を切って抜き取っていくなど、荒らされたりする様子もあります。持ち去りの目立つ地域は午前の収集にするなどの工夫も必要かと思います。

鶴が台団地は転居される方も多く、収集日前日からごみが出されていることも問題ですが、持ち去るごみが前日の夜から朝にかけて置いてあるので、19時頃から午前中にかけての持ち去りが多いです。

袋ごと多量に持ち去りがあるので、収集時には少量になっていることがほとんどです。持ち去りがあることについては、市の資源循環課さんには以前も連絡をしております。

(市の考え方)

ご指摘のとおり、資源物の持ち去りについては、条例で禁止されていますが、燃やせないごみの持ち去りを直接規制する条例はございません。近年、燃やせないごみが持ち去られる事例が複数報告されていて、市としても課題であると認識しています。

ご提案いただきました条例の制定、資源回収品目の追加など制度上の対策につきましては、抜本的な体制の見直しや市民への影響なども少なくないため、その効果も含めて詳細な検討が必要です。

まずは、持ち去りに関する情報を基に、啓発活動や注意喚起、指導などの対策を実施することで対応したいと考えます。

(意見32) (対応区分：反映)

【P29】4Rと3Rは、用語集でバラバラに散在した分かりづらい説明となっている。P29において、統括して、一緒に説明すべき。

(市の考え方)

ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。

◆修正部分の対照表【P29】

修正後	修正前
(ページ下部に追記) ※4R(フォーアール)：3R*(スリーアール)は、循環型社会を形成していくための3つの環境行動で「Reduce(リデュース：発	

<p>生抑制)」「<u>Re use (リユース：再使用)</u>」「<u>Re cycle (リサイクル：再生利用と熱回収)</u>」です。</p> <p>本市では、上記3つの行動に「<u>Re fuse (リフューズ：要らないものを買わない・断る)</u>」を加えた4Rを実践することにより、地球環境へ負荷を与えない資源循環型社会の構築を目指します。</p>	
---	--

◆修正部分の対照表【資－11】

修正後	修正前
<p>3R (スリーアール) ・ 4R (フォーアール)</p> <p>3R：循環型社会を形成していくための3つの環境行動で「<u>Re duce (リデュース：発生抑制)</u>」、「<u>Re use (リユース：再使用)</u>」、「<u>Re cycle (リサイクル：再生利用と熱回収)</u>」です。</p> <p>4R：本市では、上記3つの行動に「<u>Re fuse (リフューズ：要らないものを買わない・断る)</u>」を加えた4Rを実践することにより、地球環境へ負荷を与えない資源循環型社会の構築を目指します。</p>	<p>3R ・ 4R</p> <p>循環型社会を形成していくためのキーワードで、本市では「<u>Re duce (リデュース：発生抑制)</u>」、「<u>Re use (リユース：再使用)</u>」、「<u>Re cycle (リサイクル：再生利用と熱回収)</u>」の3Rに「<u>Re fuse (リフューズ：要らないものを買わない・断る)</u>」を加えたもの4Rを実践することにより、地球環境へ負荷を与えない資源循環型社会の構築を目指します。</p>

(意見33) (対応区分：参考)

【P30】「資源循環高度化法」について

資源循環高度化法が昨年2025年11月21日に全面施行されました。これにより3R + Renewableの取組み、循環経済への移行へと進み、資源循環の更なる発展が図られます。この法律では廃棄物業者、事業者に加え地方公共団体の役務も規定されています。

これに対して本市の環境基本計画では、主な取り組みとして「新たな循環型システムの構築、事業者との連携による資源循環」と記載されていますが、施策15の記載だけでは対応が不十分にならないでしょうか。国の政策、施策が循環型社会に向けて急ピッチで施策を実行している現在において、本市の環境基本計画も市民に分かり易い計画に向けて計画を確認し、必要により追加変更等の見直しをして頂ければと思います。

(市の考え方)

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」の全面施行により、3Rの推進に加え、再生可能資源の活用や循環経済への移行に向けて、地方公共団体に求められる役割も増し、取り組み強化が求められているものと認識しています。

本計画では、循環型社会に向けて、施策14の主な取り組みに「新たな循環型システム構築、事業者との連携による資源循環」と記載するほか、施策12の主な取り組みに「プラスチック

「ごみ分別収集」を記載し、容器包装以外のプラスチック製廃棄物のリサイクルの検討を進めます。

今後、国の施策動向や具体的な制度設計が明らかになる中で、市の役割や取り組み内容について、より分かりやすく整理していく必要があると考えています。

■第2章 政策目標4 気候変動に対応できるまちに関する意見（18件）

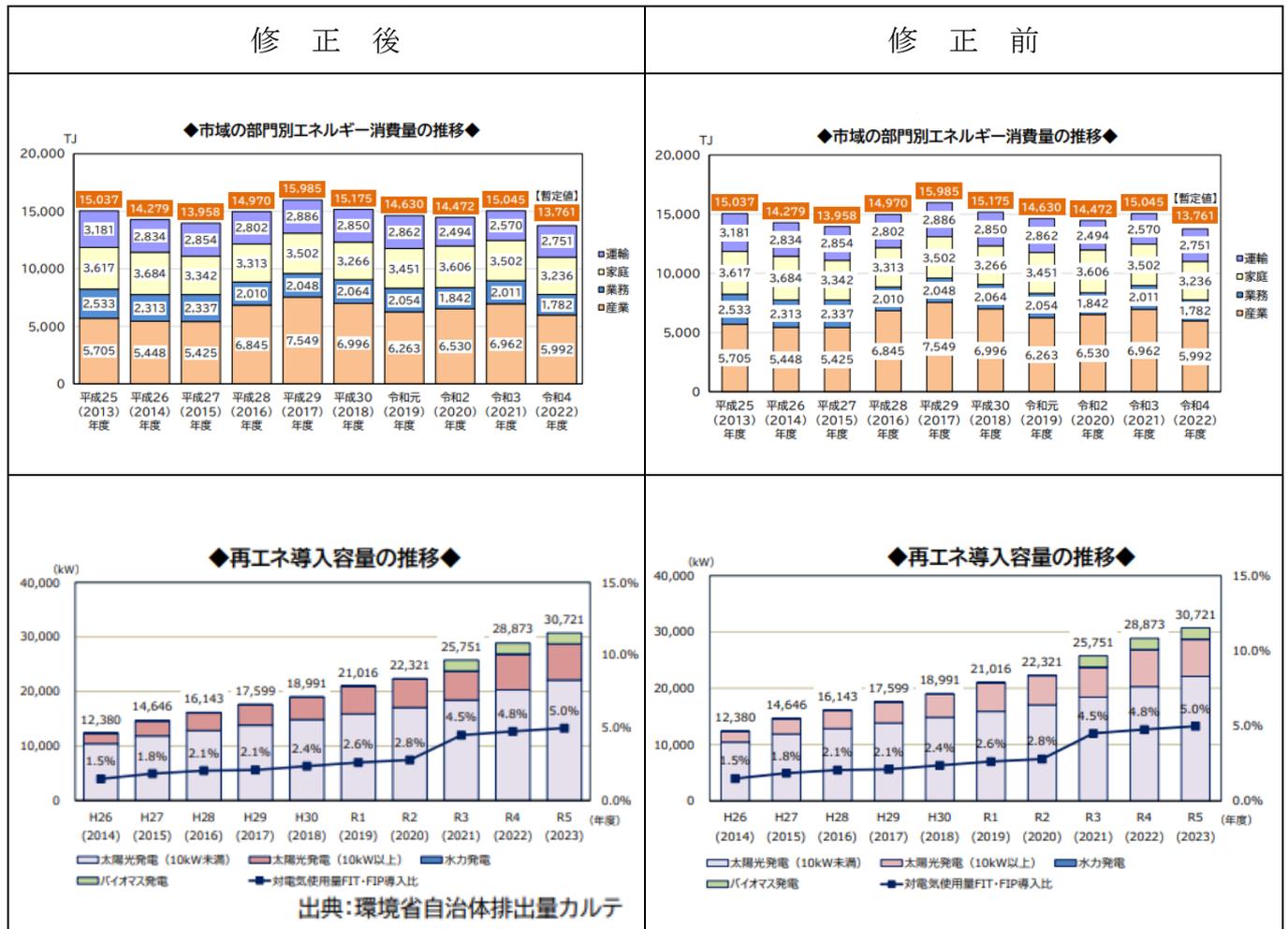
（意見34）（対応区分：反映）

【P32, 33】グラフを白黒の冊子で見ると、色が無いのでグラフがとても見にくいです。模様を付けてもう少し見やすくする事は出来ませんか？

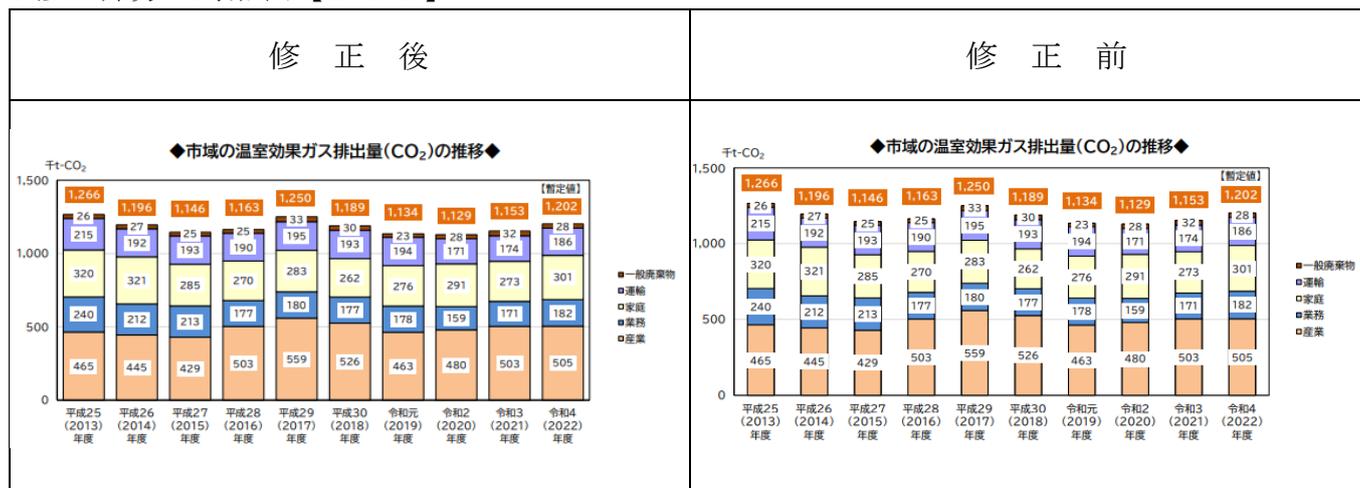
（市の考え方）

グラフに模様をつけることで数値が見えづらくなることから、白黒印刷をした際でも色の濃淡及び枠線で項目の差が見えるよう作成しています。グラフの幅等を調整し、見えやすくなるよう対応します。

◆修正部分の対照表【P32】



◆修正部分の対照表【P 3 3】



(意見35) (対応区分：参考)

【P 3 2】水力(県水道) 55 kW・バイオマス(利休) 1,990 kWであることが分かるような記述にした方が、分かりやすい(市民の興味と剪定枝の持ち込みの推進)⇒市が燃えるごみとして収集する剪定枝は、焼却されているとの認識で良いでしょうか?(見学にいきました)

(市の考え方)

現在の水力・バイオマスの導入については、ご意見に記載されたとおり、県及び特定の事業者となっています。今後、導入先が多岐にわたる可能性もあるため、太陽光発電と同様に総量としてとらえ、個別の事業者名については記載しないこととしました。

また、市が燃えるごみとして収集した剪定枝については、焼却処理をしています。焼却処理した際に発生する熱は、発電や施設の給湯、温水プールの熱源等に利用しています。

(意見36) (対応区分：反映)

【P 3 2, 3 3】太陽光発電による発電量の算定方法について、「茅ヶ崎市の再生可能エネルギー設備容量 | 茅ヶ崎市」によると、令和4年度以降、太陽光発電の年間発電量は、10 kW未満は1,200 kWh、10 kW以上は1,323 kWhとあります。確かに発電効率は上がっていると思いますが、過去の設置容量まで一律の掛け算では計算がおかしなものになってしまいます。むしろ、経年劣化で5%程度発電量が低下している設備もあると思われます。

また、「公共施設への太陽光発電設備の導入」のHPでは、下記の計算方法が記載されています。整合性がありません。定格出力の単位も違います。

太陽光発電設備による発電量 = (太陽光発電設備の定格出力(kWh) × 365日 × 24時間) × 13.8% ÷ 100

公共施設への太陽光発電設備の導入 | 茅ヶ崎市

(市の考え方)

本計画P 3 2の発電量については、環境省「自治体排出量カルテ」にて公表されている数値を引用したものとなっています。出典元を追記します。(参照：意見34「◆修正部分の対照表【P 3 2】」の◆再エネ導入容量の推移◆)

ご意見のとおり、設備の状況によって発電効率は異なりますが、市域すべての太陽光発電設備の発電効率に鑑みた精緻な算定を行うことは大変難しいことから、国の公表値を採用しました。

「公共施設への太陽光発電設備の導入」のホームページ上、定格出力の単位は「kW」であり、ご指摘のとおり、単位が誤っていましたので修正しました。また、計算方法は資源エネルギー庁の資料より、公共施設の算出は調査価格等算定委員会「令和5年度以降の調達価格等に関する意見」に基づき算出しています。一方、環境省の自治体排出量カルテは市域全体を見たものであり、国の公表値で発電量の算出に関わる係数に違いがあるものとなります。

(意見37) (対応区分：参考)

【P34】基本方針(7)で、「省エネルギーに配慮した建物・設備とするよう情報提供を行います」となっていますが、情報提供だけではなく、実際に転換を促進すべきです。上の二つと同じように「省エネルギーに配慮した建物・設備への転換を促進する」と書いた方がよいのではないのでしょうか。

(市の考え方)

中間見直しでは、現行計画で目指す10年後の環境イメージの達成に向けて、政策目標の達成状況や本市の現状を踏まえ、主に施策(指標)や温室効果ガス削減目標の変更に伴う取り組み、より市民・事業者の皆さまにわかりやすい内容にするための構成等を見直しています。基本方針は、現行計画策定時に定めた基本的な考え方であるため、変更をしていますが、省エネルギーに配慮した建物・設備の重要性は十分認識しています。今後も市民・事業者の皆さまへの周知・啓発を通じて、その普及促進に努めていきます。

(意見38) (対応区分：参考)

【P37】「茅ヶ崎市2050年カーボンニュートラルに向けたシナリオ」表の1列目「茅ヶ崎市が抱える課題や地域特性を踏まえたCO₂削減のポテンシャル」について

1行目に「脱炭素化に向けた意識啓発」とありますが、日本では1990年代から意識啓発ばかりやって来てCO₂の削減に結びついてこなかったという経験があります。行政も普及啓発だけでは効果は少ないことはわかっていると思います。これから必要なのは実際に行動することですから、「脱炭素化に向けた行動変容」と書いた方がよいのではないのでしょうか。

(市の考え方)

シナリオは、令和5年度に作成したものであり、描いたシナリオを踏まえて環境基本計画の中間見直しを行っています。ご意見のとおり、啓発で意識が変わるだけでなく、その先の行動変容につながって、CO₂削減に結び付くと認識しています。今後、取り組みについて検討していきます。

(意見39) (対応区分: 参考)

【P37】「茅ヶ崎市2050年カーボンニュートラルに向けたシナリオ」表の1列目「茅ヶ崎市が抱える課題や地域特性を踏まえたCO₂削減のポテンシャル」について

4行目に「災害用電源の確保」とありますが、エンジンを使った電源でもいいのでしょうか？それではカーボンニュートラルに反するので、「災害用電源の再エネ電源の確保」と書いた方がよいのではないのでしょうか。

(意見40) (対応区分: 参考)

【P37】「茅ヶ崎市2050年カーボンニュートラルに向けたシナリオ」表の1列目「茅ヶ崎市が抱える課題や地域特性を踏まえたCO₂削減のポテンシャル」について

業務部門の「災害拠点・避難所の災害用電源確保」も、上と同じ理由で「災害拠点・避難所の災害用再エネ電源確保」とした方がよいのではないのでしょうか。

(市の考え方)

「災害用電源の確保」「災害拠点・避難所の災害用電源確保」については、太陽光発電設備設置に伴う災害用(非常用)電源の確保の意味合いになっています。

(意見41) (対応区分: 参考)

【P37】「茅ヶ崎市2050年カーボンニュートラルに向けたシナリオ」表の2列目「2030年目標達成に向けた重点施策」について

産業部門に「地域の魅力を活かした観光産業の発展」とありますが、これは脱炭素シナリオとどんな関係があるのでしょうか？

(市の考え方)

シナリオは、地域の特性を生かしたり、課題解決につなげたりしながら脱炭素化を図る性質のものとなっています。本市の魅力としては恵まれた自然(海・山)や、湘南というブランド力があります。観光に際し、シェアサイクルや観光タクシーのEV化、再エネ発電所の見学ツアーといった形で、脱炭素を絡めた形で観光を推進する想定でシナリオを描いています。

(意見42) (対応区分: 参考)

【P37】「茅ヶ崎市2050年カーボンニュートラルに向けたシナリオ」表の3列目「将来の革新的技術を積極活用した脱炭素施策」について

2行目に「緑化の推進」とありますが、これは将来の革新的技術でしょうか？すぐにでも取り組めることなので、これは2列目の「2030年目標達成に向けた重点施策」に入れるべきだと思います。

(市の考え方)

「緑化の推進」は、吸収源対策として有効であり、すぐにでも取り組めることは認識しているため、シナリオの「2030年目標達成に向けた重点施策」には記載がありませんが、取り組みとしての位置づけはしています。シナリオでは、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す中で「将来の革新的技術も活用した上での緑化の推進」を視野に入れていることから、中長期の取り組みとして記載をしています。

なお、緑化の推進については、政策目標1を達成する上でも、本計画の中で取り組みを進め

ていきます。

(意見43) (対応区分: 参考)

【P37】「茅ヶ崎市2050年カーボンニュートラルに向けたシナリオ」表の3列目「将来の革新的技術を積極活用した脱炭素施策」について

4行目に「災害レジリエンスの強化」とありますが、これは適応策です。適応策も脱炭素シナリオに入れると際限なく災害対策を入れることとなりますので、これは削除した方がいいと思います。

(市の考え方)

「災害レジリエンスの強化」は、有事にあたっての適応策になりますが、平時は緩和策にも寄与するものとなります。また「茅ヶ崎市2050年カーボンニュートラルに向けたシナリオ」の正式名称は「茅ヶ崎市2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素シナリオ」です。あくまで「脱炭素化」に資する内容を描いたものです。レジリエンスの観点から脱炭素に寄与するものをシナリオ上で描いたものであり、際限なく災害対策を入れる意味合いではありません。なお、P37のシナリオ名称については正しいものに訂正します。

(意見44) (対応区分: 参考)

【P37】「茅ヶ崎市2050年カーボンニュートラルに向けたシナリオ」表の3列目「将来の革新的技術を積極活用した脱炭素施策」について

産業部門に「ソーラーシェアリング、スマート農業の推進」とありますが、ソーラーシェアリングは革新的技術ではありません。茅ヶ崎市ではすでに私たちRENが2014年に市民発電所3号機として設置しております。ソーラーシェアリングは他の自治体でも多数設置されており、すぐにでも取り組める技術なので、「ソーラーシェアリングの推進」を2列目の「2030年目標達成に向けた重点施策」に入れるべきだと思います。

(市の考え方)

市民発電所3号機(れんこちゃん3号)については、認識しています。その中で、まずは農業者に知っていただくことが重要であり、シナリオにおいては、2030年度までの短・中期では営農型太陽光(ソーラーシェアリング)事業の可能性を検討し、2030年度以降の中・長期で実装に結び付けていただくことをシナリオでは描いています。

(意見45) (対応区分: 参考)

【P37】「茅ヶ崎市2050年カーボンニュートラルに向けたシナリオ」表の3列目「将来の革新的技術を積極活用した脱炭素施策」について

家庭部門に「省エネ家電の導入拡大」とありますが、これは41ページの「市民の皆さまの取り組み例」にも書かれていることなので、2030年以降に施策に入れるのは不適切だと思います。これも2列目の「2030年目標達成に向けた重点施策」に入れるべきだと思います。

(市の考え方)

省エネにつながるからすぐに家電を買い替えることは現実的ではありません。そのため、家庭でできることとして、省エネ家電にすることは温暖化対策を自分事化するという点を踏まえ、まずは推進することが重要であると考えています。そして、2030年度以降にさらなる削減

を図るため、導入拡大に向けた施策を展開していくことをシナリオでは描いています。

(意見46) (対応区分: 参考)

【P40】太陽光発電設備容量目標について

令和12(2030)年度までに約15万kWまで増加、現状比5.2倍うち対策強化で2.2倍となっていますが、これまでの状況から考えて達成可能な目標でしょうか。

また国で積極的に進めているペロブスカイト太陽電池導入も見込んだ目標でしょうか。具体的な計画も教えてください。

(市の考え方)

太陽光発電設備容量目標については、現状すう勢では57,000kWの増加となり、さらに対策強化により63,800kWの増加を目指しています。これは、資料5ページに示すとおり、産業、業務、家庭の各部門において、太陽光発電設備の導入実施率を25~35%程度上げる必要があることを意味しています。決して容易な目標ではありませんが、市内の二酸化炭素総排出量を46%削減するためには、他の脱炭素化と併せて対策強化を図る必要があります。そのため、まずはこのことを市民、事業者の皆さまに知っていただくため、本計画を対話のツールとして活用していくことを意図しています。

導入にあたっては費用負担が生じることから、国や県の補助事業活用に向け、情報発信するとともに伴走支援を行うことを総合計画実施計画2030の中でも位置付けています。

また、ペロブスカイト太陽電池の導入は、P37に示すシナリオのとおり、現時点では2030年以降を想定しています。

(意見47) (対応区分: 参考)

【P41】市民の皆さまの取り組み例

「設置が可能であれば、太陽光発電システムや蓄電池を導入します。」と記載されていますが、具体的にどのような導入計画でしょうか。

現在、茅ヶ崎市民活動サポートセンターで太陽光発電システムと蓄電システムが既に導入されています。これらの市の施設を有効活用して市民に対しての啓発活動に利用したら如何でしょうか。

(市の考え方)

「設置が可能であれば、太陽光発電システムや蓄電池を導入します。」という記載は、市民の皆さまに実践していただきたい取り組み例として示しているものですので、具体的な導入計画はありません。資料5ページに示すとおり、家庭部門での太陽光発電設備の導入実施率を33.3%まで引き上げることが対策強化による目標の内訳となっています。

地球温暖化対策にあたって、市民の皆さまに自分事として捉えていただく中で、太陽光発電設備の導入を検討し、設置していただくことが重要となります。

また、公共施設に設置されている太陽光発電設備や蓄電池を啓発活動に活かしていくことは大切であると考えており、普及に向け、啓発活動を検討していきます。

(意見48) (対応区分：反映)

【P44】2030年までにCO₂排出量46%削減(2013年度比)をかけた、そのために市独自の対策強化分で21%削減を想定しています。市独自の対策強化のうち、再生可能エネルギー導入を57000kWを想定していますが、これは現在の市内太陽光発電パネル導入量の約2倍です。現状すう勢での導入量を加えると4.2倍です。5年間でこれだけ導入するためには相当思い切った施策が必要と思われます。しかし、中間見直し(案)や脱炭素シナリオから、市民はこの危機感を感じることができるでしょうか。その危機感のなさが、施策17「再生可能エネルギーの積極的導入・活用促進」にも現れていると思います。最初の二つ「太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや蓄電池に関する普及啓発」「再生可能エネルギー由来の電力等の利用についての普及啓発」は両方とも「普及啓発」のみです。上にも書きましたが、行政は当然普及啓発だけでは排出量削減にはつながらないという認識はお持ちかと思えます。必要なのは、実際に排出量削減につながる行動変容やそのための仕組みです。行政が行えるのはこの仕組みづくりではないでしょうか？例えば、上部が空いている駐車場、大型建築物の屋根などと、太陽光パネルを設置したい人・業者とのマッチング、そのための手続きやファイナンスの支援、ソーラーシェアリング設置のための農協・農業委員会との連携、それらへの県や国の補助金をもらうための支援、あとRENや脱炭素茅ヶ崎市民会議などの市民団体との連携、太陽光発電普及啓発基金の利用、など行政主導でできる仕組みづくりはたくさんあります。そこで、施策17の「太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや蓄電池に関する普及啓発」を「太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや蓄電池の設置を推進する」と変更したらどうでしょうか？

(市の考え方)

施策17再生可能エネルギーの積極的導入・活用促進については、施策18まちの脱炭素化促進のZEB・ZEH普及制度と合わせて進めていく予定です。

また、施策17の主な取り組み「太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや蓄電池に関する普及啓発」については、「太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや蓄電池の設置推進」に変更し、ご提案頂いた内容も含めて検討を行ってまいります。

◆修正部分の対照表【P44】施策17

修正後		修正前	
主な取り組み	担当課	主な取り組み	担当課
◆太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや蓄電池の設置推進	略	◆太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや蓄電池に関する普及啓発	略
略	略	略	略

(意見49) (対応区分：参考)

【P45】施策19の最初に「市内の樹林や緑地・農地の保全」と書かれているにもかかわらず、なぜ主な取り組みに「緑地の保全」がないのでしょうか？「茅ヶ崎市2050年カーボンニュートラルに向けたシナリオ」において「緑化の推進」が2030年以降の中・長期的対策に入っているためでしょうか？「樹林や緑地の保全は17ページの「施策04公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進」に入っていますが、ここでも脱炭素を目的とした緑地の保全を書いた方が、生物多様性やアメニティのためだけでなく脱炭素のためにも必要だということが市民にわかりやすいと思います。

(市の考え方)

ご意見のとおり、カーボンニュートラルの実現には緑地の保全の取り組みは必要不可欠です。P10に記載しているとおり、環境政策は、気候変動対策、資源循環、自然共生、行動変容など様々な分野の取り組みが横断的に関連し、相互に効果を補完しあっています。計画の中間見直しにあたっては、読み手の読みやすさと市の施策の実効性を高めるための管理のしやすさを目的に重複記述を極力避け、分野ごとに施策をまとめた形としています。施策19においては、施策4以外の様々な吸収源対策についての取り組みをまとめる形としました。なお、P6、7の計画体系において、各基本方針に関連する政策目標分野をイラストにて示しています。

(意見50) (対応区分：反映)

【P47】上段図の出典は正確に、「アメダス（地域気象観測システム）データ辻堂観測所気象庁」とすべき。

(市の考え方)

ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。

◆修正部分の対照表【P47】

修正後	修正前
<p>◆猛暑日、熱帯夜の日数、激しい雨の発生日数の推移◆</p> <p>● 猛暑日：最高気温が35℃以上の日 ● 熱帯夜：最低気温が25℃以上の日 ● 激しい雨：1時間に30mm以上50mm未満の雨</p> <p>出典：アメダス（地域気象観測システムデータ）辻堂観測所気象庁</p>	<p>◆猛暑日、熱帯夜の日数、激しい雨の発生日数の推移◆</p> <p>● 猛暑日：最高気温が35℃以上の日 ● 熱帯夜：最低気温が25℃以上の日 ● 激しい雨：1時間に30mm以上50mm未満の雨</p> <p>出典：気象庁辻堂観測所</p>

(意見51) (対応区分：参考)

【P48】期末目標が「現状維持」というのは目標が低いと思います。他の脱炭素化の施策では野心的な目標が掲げられているのに、緑化の目標が低いのは、整合性がありません。せめて10～20%増加させるくらいの目標を掲げてはいかがでしょうか？

(市の考え方)

吸収量の算定にあたっては、吸収源対策を行っている管理された森林や緑地のみが対象とされます。そのため、吸収量の目標値には私有地の緑化等は含まれず、緑化の目標とは異なるものとなっています。本市の吸収量の算定対象は、地域森林計画の対象となる私有林と都市公園、特別緑地保全地区となり、近年、算定対象となっている私有林は減少傾向であること、都市公園や特別緑地保全地区の指定・整備に時間がかかることを鑑み、2030年度までは減らさないことを目標として掲げています。

■第2章 政策目標 5 環境に配慮した行動を実践するまちに関する意見（2件）

(意見52) (対応区分：参考)

【P53】「自然環境庁内会議」とP58の環境調整会議とは、同じ会議では？旧計画文書の修正漏れでは？

自然環境に特定した案件の会議なのですか？

同会議の目的、構成員、開催時期、環境調整会議との違い等の詳細な説明が必要である。

(市の考え方)

「自然環境庁内会議」と「環境調整会議」は異なる会議です。

「自然環境庁内会議」は、自然環境の保全や緑化の推進のために、関係課かいが公共工事施工予定などの情報共有を行う会議で、「環境調整会議」は、茅ヶ崎市環境基本計画の策定に関すること等、環境施策全般の総合調整のための会議です。

どちらの会議も構成員は関係課かいの課長級職員で、事案がある場合に開催されます。

詳細については、「茅ヶ崎市環境調整会議設置要綱」及び「茅ヶ崎市自然環境庁内会議要綱」をご確認ください。

(意見53) (対応区分：参考)

【P53】市民団体への環境活動支援について

施策25では「より多くの人々に対して意識と行動の啓発を行うとともに、市民や事業者が自主的に行う環境活動を支援します」と述べられていますが、実際に市民活動団体内で活動している者として実感例を記載します。

政策指標5-5「環境分野における市民団体等との連携及び協働件数」で令和6年度の中間実績値として55件と記載されています。

こんなに多数の件数、ご苦勞様です。

これに対して、実際の具体的な活動例として「NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワーク」(REN)に当てはめて記載します。いくつかの課題が見えてきます。参考にして頂ければ幸いです。

RENはこれまで、市内の公共施設に市民立太陽光発電施設(市民立太陽光発電所、3カ所)を助成金や市民の協力を得て設置しており、その発電電力は市民に利用してもらっています。

例えば、1号機は2009年6月に茅ヶ崎市の協力を得て茅ヶ崎市民サポートセンターの屋根にパネルを設置、発電電力はセンター内の照明電力等に利用しています。この間施設の運転管理、発電電力データ収集はRENが行ってきました。この間2019年12月には発電電力の蓄電装置を追加しています。

このようにしてRENは、市のエネルギー対策、環境対策に貢献して来ています

太陽光発電は再生可能エネルギーの柱として重要性が増しています。また、当初のサポセンの太陽光発電装置設置から15年が経ちました。更新時期を迎えようとして新しい段階に入ります。

このような活動をしているNPOのRENに対して茅ヶ崎市の支援に向けた指導はどのようになるのでしょうか。

RENの例を記載しましたが、RENに限りません。

市民活動の多くは自分たちなりの方法で活動し、市の支援、協力を受けながら市の環境保全に貢献したいと活動しています。

これらの市民活動に対して、市の積極的な支援策としてもっと具体的な施策を全面に出して、それを市民活動団体と協働して実行して頂ければと思います。

(市の考え方)

政策目標5の「環境に配慮した行動を実践するまち」の達成に、市民や事業者がそれぞれの役割を果たしつつ、互いの特性を生かして連携・協力し、様々な環境保全活動に取り組むことは、脱炭素社会や持続可能な地域づくりを進める上で重要であると認識しています。

引き続き、市民活動団体等と市のお互いの特性を生かした協働による事業実施を推進していきます。

また、施策25「環境に配慮した活動への支援」について、こうした市民活動団体の自主的な取り組みを尊重し、補助金による支援に限らず、市民・事業者への環境に関する情報提供、環境学習の場の提供、活動成果の共有や発信など、さまざまな形での支援を考えています。

市とNPO法人ちがさき自然エネルギーネットワーク(REN)との協働によって市内公共施設に設置した「市民立太陽光発電所3基」については、同団体が設置・運転管理などを通じて、気候変動の緩和および本市の環境施策に大きく貢献されていることを認識しています。

また、再生可能エネルギーの重要性が一層高まることが想定される中で、こうした先行的な

取り組みが更新期を迎えていることは、市にとっても重要な課題であり、今後の施策検討において参考とすべき事例であると考えています。

今後も、意見交換の機会や情報共有の場を充実させるとともに、市民活動団体と協働した取り組みを進めていくことが重要であると考えています。

■第3章「計画の確実な推進のために」に関する意見（2件）

（意見54）（対応区分：反映）
 【P58】説明文と体制図とが不一致。
 環境審議会→環境審議会 他各種審議会。
 環境調整会議→環境調整会議事務局（環境政策課）（9行目のタイトルも同様に修正）
 最下段→各担当課

（市の考え方）

ご意見を踏まえ、冒頭の文章を「◆修正部分の対照表」のとおり修正します。

なお、4行目からの「環境審議会」「環境調整会議」「広域的な連携」は、それぞれの会議等について説明をしているもので、計画の推進体系はページ下部の図で示しています。

◆修正部分の対照表【P58】

修正後	修正前
<p>本計画の推進にあたっては、茅ヶ崎市環境審議会をはじめ、環境調整会議、<u>関係課及び環境政策課（事務局）</u>が、相互に連携を図りながら、<u>また必要に応じて広域的連携により、</u>それぞれの役割を果たします。</p>	<p>本計画の推進にあたっては、茅ヶ崎市環境審議会をはじめ、環境調整会議、<u>各担当課及び事務局</u>が、相互に連携を図りながら、<u>それぞれ</u>それぞれの役割を果たします。</p>

（意見55）（対応区分：参考）
 【P62】2023年度から2024年度にかけて「産業・業務・運輸部門に関わる市内事業者の皆さまと意見交換会を開催しました」とありますが、「ステークホルダー」の意味を調べてみると、ほとんどの記事で利害関係者を広くとらえ地域社会も含まれると書かれています。Wikipediaでは「ステークホルダー（英：stakeholder）とは、企業や行政機関、NPO（非営利法人）等の利害と行動に直接・間接的な関係を有する者を指す」と解説しています。つまり、環境基本計画の中間見直しの中で、意見交換会の中に市民団体も入れるべきではなかったのではないのでしょうか？そうすれば、私たちRENもこの見直しの段階で意見を言うことができたのではないかと思います。

（市の考え方）

中間見直しにあたっては、計画の実行段階で大きな役割を担う産業・業務・運輸部門における温室効果ガス排出削減の実効性を高める必要があることから、当該分野に関わる市内事業者を対象に意見交換会を実施しました。

一方で、市民や市民活動団体も脱炭素施策の重要な担い手であると認識し、別途、「脱炭素ちがさき市民会議」において行われた議論の成果については、市民提案として市長に提出いた

だいています。

これらの提案も踏まえ、環境基本計画の中間見直しを行っています。また、今後の施策検討の参考とします。

なお、「脱炭素ちがさき市民会議」については、P 4 3にて記載しています。

■資料編に関する意見（3件）

（意見56）（対応区分：反映）

【資－6】用語集の「外来種」について、種名の例示は、茅ヶ崎市内での確認種で顕著な物を使用。当然、ナガエツルノゲイトウを使用すべき。セイダカ、オオブタクサは最上位の特定外来種では無いため、アレチウリ等ではどうでしょうか？

（市の考え方）

ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。

◆修正部分の対照表【資－6】

修正後	修正前
外来種 国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種でマングース、 <u>オオクチバス</u> などが知られている。市内では、 <u>ナガエツルノゲイトウ</u> 、 <u>アレチウリ</u> などがみられる。	外来種 国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でマングース、 <u>ブラックバス</u> などが知られている。市内では、 <u>セイタカアワダチソウ</u> や <u>オオブタクサ</u> などがみられる。

（意見57）（対応区分：反映）

【資－6】用語集の「環境基準」について、最初の2行のみで良い。残り2行は削除のこと。色々検索してみたが、出典は不明であった。

文中に「公害対策」の活字があることから、旧公害対策基本法（すでに廃止された旧法）関連では？

（市の考え方）

ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。

◆修正部分の対照表【資－6】

修正後	修正前
-----	-----

<p>環境基準 ～（略）～ （削除）</p>	<p>環境基準 ～（略）～ <u>この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。</u></p>
--------------------------------	--

（意見５８）（対応区分：反映）
【資－９】用語集の「生態系」について、最後尾３行が重複している。

（市の考え方）
ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。

◆修正部分の対照表【資－９】

修正後	修正前
<p>生態系 ～（略）～ 空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。</p>	<p>生態系 ～（略）～ 空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。 <u>空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。</u></p>

■パブリックコメント手続に関する意見（５件）

（意見５９）（対応区分：参考）
茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）をもっとPR（啓発）したり、説明会を実施して欲しいと思います。たぶん応募者が少なかったりすると思います。パブコメの意味がなくなってしまうと思います。

(意見60) (対応区分: 参考)

ほとんどの(多くの)パブリックコメントの意見募集で、これまでいつも(ほとんどの件が)、応募者が非常に少なかったと思う。パブリックコメントの意味(公意見・市民意見募集)の意味からしてもっとPR(啓発・多くの情報発信)等したり種々(色々)な工夫をして欲しい。

(意見61) (対応区分: 参考)

上記と関連がありますが、市広報ちがさきの情報欄に当パブコメ募集が記載されておりますが、多くの市民は見逃しと見落とし等してしまわないでしょうか。

(意見62) (対応区分: 参考)

パブコメの意味からしても、市民に説明会を開催するのが原則と思う。

(意見63) (対応区分: 参考)

パブコメの説明会を開催した茅ヶ崎ゴルフ場等々は、説明会の参加者も多く、パブコメの応募者も非常に多かったと思う。

(市の考え方)

パブリックコメント手続きは、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆様からご意見をいただくことができる重要な市民参加の機会であると認識しています。

実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、X、LINE、デジタルサイネージの活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会を通しての周知等、様々な周知啓発を行っており、広報紙の作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすくお伝えできるよう努めておりますが、紙面に限りがあるため、その号に掲載する記事の内容に応じて、掲載する欄や量を総合的に調整し、より多くの市民の皆様へ情報を認知していただけるよう工夫しています。

パブリックコメント手続きをはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて様々な方法を組み合わせて実施することとし、今後も市民参加機会の充実を図るとともに、積極的な情報提供に取り組んでいきます。